

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月から平成3年3月まで  
② 平成3年6月から同年8月まで  
③ 平成6年4月から同年6月まで

国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間に係る保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、20歳のころに、市役所から国民年金保険料の納付（加入）案内が送付され、自宅近くにある金融機関の窓口で納付書を持参し、保険料を納付（現年度納付）するようになり、その後、時期は定かではないが、口座振替により保険料を納付していたことを記憶しているため、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立期間②前後の期間における国民年金保険料が納付済みとなっていること、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住する市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる時期は、平成3年5月ごろと考えられるところ、その約4か月後の同年9月に、国民年金保険料の納付方法が口座振替に変更されていることが、金融機関が保管する申立人名義の預金口座に係る取引明細により確認できることから、申立人は、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間②に係る保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、「時期は定かではないが、国民年金保険料を口座振替により納付するようになる前まで、自宅近くにある金融機関の窓口で納付書を

持参し、保険料を納付していた。」と供述しており、申立人が国民年金保険料の納付方法を口座振替に変更した平成3年9月より前の申立期間②当時、申立人は、金融機関の窓口で納付書により保険料を納付していたものと考えられるところ、申立人が居住する市では、昭和52年度から、同市の指定金融機関において納付書により保険料を納付することが可能となっており、また、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間②当時、同市の指定金融機関となっていたことが、同市の回答により確認できる。

一方、申立期間①については、申立人は、「20歳ごろに市役所から国民年金保険料の納付（加入）案内が送付され、それ以降、保険料を納付（現年度納付）するようになった。」と供述しているところ、申立期間①より後の平成3年4月1日以降に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間①当時、申立人が国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、同日より前に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が記憶している申立期間①当時の国民年金保険料の納付月額（1万2,000円）は、当時の国民年金保険料月額（昭和63年度の7,700円から平成2年度の8,400円まで）とは相違している。

さらに、申立期間③については、当時、申立人は、国民年金保険料を金融機関の口座振替により納付していたことが、上記申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人名義の預金口座に係る取引明細により確認できるところ、当該取引明細では、預金口座の残高が不足しているため、申立期間③に係る国民年金保険料が引き落とされていないことが確認できる。

加えて、申立人が居住する市では、預金口座の残高不足により国民年金保険料が引き落とされなかった場合、国民年金被保険者本人が、同市から送付される納付書により、金融機関の窓口で保険料を納付することとされているが、申立人は、「申立期間③当時、同市から送付された納付書により国民年金保険料を納付した記憶はない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成3年6月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

30歳(昭和56年\*月)のころ、私が市役所別館で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、市役所から納付書が送られてきたので、私が夫婦二人の国民年金保険料を毎月一緒に、市役所支所で納付していた。夫の保険料が納付済みであるのに、私の分が未納になっているのはおかしい。

また、昭和57年10月から58年3月までの間については、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無く、保険料を納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

夫婦二人の国民年金保険料を納付したとする申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間について、免除期間を含め保険料をすべて納付しているほか、複数回にわたる第1号被保険者と第3号被保険者の切替手続を適切に行っており、年金制度に対する関心や保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年12月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認され、この時点において、56年度の国民年金保険料を現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の夫は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与したことがないと供述していることから、保険料の納付は申立人が行っていたものと考えられるところ、申立期間当時、申立人の夫の保険料は、申立期間のうち、昭和56年4月から58年4月までについては、納付済みとなっていることから、申立人が夫の保険料を納付したにもかかわらず、自らの納付可能な保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立期間のうち、57年10月から58年3月までについては、申請免除期間となっているが、申立人及びその夫

の生活状況に変化は無く、申立人のみ保険料が免除となっているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までについては、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、58 年 5 月 17 日に厚生年金保険に加入し、国民年金の被保険者資格を喪失（昭和 58 年 6 月 10 日付け処理と思われる。）していることが確認でき、その後、当該期間において、国民年金に再加入の手続をしたことの記録が無く、当該期間当時は、未加入期間となっており、申立人が、国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月25日から23年2月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を22年6月25日、資格喪失日に係る記録を23年2月8日とし、当該期間に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年2月8日まで  
学校を卒業した直後の昭和21年4月にA事業所に就職した。

昭和23年2月7日にA事業所に勤務する従業員のほとんどが一斉に退職したときの記念写真を持っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「昭和23年2月7日A事業所従業員退社記念」の垂れ幕を掲げた退職記念写真及びA事業所における申立人の同僚の証言により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記写真には、昭和23年2月7日にA事業所を退職した申立人を含む従業員37人（男性20人及び女性17人）が写っており、当該従業員の中で、申立人は7人を記憶しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、18年9月11日から22年6月24日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は存在せず、申立人が上記写真の中で記憶のある同僚6人を含め従業員27人（男性18人及び女性9人）が同年6月25日に同資格を取得し、申立人が上記写真の中で記憶のある同僚等7人を含め従業員30人（男性20人及び女性10人）が23年2月8日に同資格を喪失していることが確認でき、男性従業員についてはおおむね22年6月25日から23年2月8日まで厚生年金保険に加

入していた可能性がうかがわれる上、申立人と同様の業務を行っていた同僚も、当該期間厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、22年6月25日から23年2月8日まで、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の昭和22年6月25日から23年2月8日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していた同僚の標準報酬月額の記録により600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる関連資料が無く、不明としているが、A事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考えられない上、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年6月から23年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年6月24日までについては、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、18年9月11日から22年6月24日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は存在しないことから、同事業所は、同期間に従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を昭和61年10月から62年8月までは22万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年10月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と違っている。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書から、申立人の主張する標準報酬月額（昭和61年10月から62年8月までは22万円、同年9月は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から52年10月まで  
20歳(昭和46年\*月)ころ、役場の人に来てもらって、国民年金の加入  
手続をしたと思う。  
保険料については、昭和51年\*月に母親が死亡するまでは母親が、その  
後は妻が納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、  
確定申告書等)が無い上、申立期間のうちほとんどの期間の保険料を納付し  
たとする申立人の母親は既に死亡しており、また、母親が死亡した後に納付し  
たとする申立人の妻の記憶も曖昧であるなど、保険料の納付状況等が不明であ  
る。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月18日に払い出さ  
れており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったと推認されるが、  
この時点では、申立期間の一部(昭和46年5月から50年9月まで)は時効に  
より国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が  
払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する市が保管する昭和52年度国民年金保険料徴収簿  
には、申立人から同年11月の国民年金保険料から納付する旨の申出があった  
ことを推認させる事項の記載があり、同年10月以前の保険料が未納となっ  
ていることに不自然さは見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す  
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは  
できない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から49年9月まで

20歳から結婚するまでは、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたのではないかと思う。

昭和42年10月に結婚し、その後間もなく、近くに住んでいた国民年金の集金人に勧められて国民年金に加入し、保険料については、毎月、妻が集金人に納付していた。その後、妻も国民年金に加入し、妻が夫婦二人の保険料を納付していた。

社会保険庁（当時）の記録では、妻の方が先に保険料を納付したことになる上、保険料をまとめて納付したこともなっており、納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人の妻から聴取しても納付金額等についての記憶が曖昧であるなど、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、昭和51年10月23日に申立人の国民年金被保険者資格取得届が提出されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月27日付けで払い出されていることから、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付したことは無いとしているが、上記名簿によれば、昭和 52 年 1 月に、この時点で、さかのぼって納付することが可能であった申立人の 49 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料が一括して過年度納付されていることが確認でき、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

加えて、申立期間は 116 か月と長期間に及んでいる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月6日から21年3月ごろまで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、A事業所（現在は、C事業所）B工場に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A事業所B工場に正社員として勤務していたことは確かであり、同じ部署に勤務していた同僚は、厚生年金保険に加入しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所B工場に勤務していたことは、申立人の妻から提出された同僚の証言書（写）及びC事業所から提出された職員録（写）により推認できる。

しかしながら、A事業所B工場に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、昭和21年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員の厚生年金保険被保険者記号番号の後に、資格取得日が20年4月11日から21年2月2日までとなる従業員15人（申立人と一緒に入社し、同じ部署に配属されていたことが、上記職員録により確認できる同僚1人を含む。）の同記号番号が払い出されており、これら従業員の資格喪失日は、いずれも21年5月1日以降であることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、同事業所は、同日以降に、厚生年金保険の資格取得日が同日より前の20年4月11日から21年2月2日までの期間となる従業員の一部について、資格

取得届を提出したものと考えられ、申立人の在職中に、事業主が、申立人に係る資格取得届を行わなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は確認できない。

さらに、C事業所は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除については、当時の資料が残っておらず確認できない。」としている上、申立期間当時におけるA事業所B工場の工場長は、連絡先が不明であること、及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できる従業員の中で連絡の取れた5人のうち4人は、申立人を記憶しておらず、その他の1人は、申立人の氏名を記憶している程度であることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A事業所の社長宅に住み込んで家事手伝いをしながら、時々、会社の清掃や雑用をしていたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所社長（事業主）宅の家事手伝いをしながら、時々、同事業所において事務所の清掃、来客の応対等の仕事をしていたことが、申立期間当時の事業主の妻（現在の事業主）の証言により推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者は、申立期間当時における厚生年金保険法第9条の規定により、「適用事業所に使用される者」とされているところ、申立期間当時の事業主の妻は、「申立期間当時、申立人に、時々、A事業所の仕事を手伝ってもらったことはあるが、申立人は、当家の家事手伝いとして雇ったものである。」と証言していることから、申立期間当時、申立人は、A事業所ではなく、同事業所社長に雇用されていたものと考えられ、同法に規定する厚生年金保険の被保険者に該当しなかったものと推認される。

また、A事業所は、申立期間当時の資料が全く残っておらず、厚生年金保険料の控除について不明としている上、申立人も、申立期間における保険料の控除について記憶していない。

さらに、申立人は、「申立期間当時にA事業所から健康保険被保険者証を交付された記憶は無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 27 日から 23 年 12 月 1 日まで  
年金の裁定請求の際、厚生年金保険の加入期間が短いと思い、社会保険事務所に調査を依頼したが取り合ってくれず、その後、社会保険庁から送付されてきたねんきん特別便を見て、申立期間の加入記録が無いことが分かった。  
しかし、申立期間当時、A事業所に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、申立期間当時に同事業所に勤務していた複数の従業員の証言により推認できる。

しかしながら、申立人は、A事業所が名称変更したB事業所において、申立期間直後に厚生年金保険の被保険者資格を再取得した際、A事業所における厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号が払い出されていることが、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、事業主が社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届を提出したものと考えられる。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険関係の事務を行っていたとみられる従業員は、連絡先が不明又は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から5年9月1日まで  
昭和63年ころから平成6年4月1日までA事業所に勤務していた。当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年8月には厚生年金保険に加入してもらっていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同事業所の事業主の証言から推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間について、「昭和63年ころからA事業所に行き始めたが、この当時から平成5年8月までは清掃や雑用の仕事で時間給だったので、給与から社会保険料を引かれていなかったかもしれない。」と述べているところ、A事業所の事業主は、「申立人は、申立期間において、アルバイト的な扱いで自由に出勤してもらっていたので、社会保険については適用除外としていた。」と回答している上、申立人を記憶している従業員から聴取しても、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたとする証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 14 年 9 月 30 日まで  
A 事業所の代表取締役として勤務していた申立期間について、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA事業所は、平成 14 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同年 8 月 30 日に、申立人の標準報酬月額が 12 年 9 月は 59 万円から、同年 10 月から 14 年 8 月までの期間は 62 万円から、それぞれ 30 万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所に係る閉鎖商業登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 14 年 6 月に事業所が倒産した後、再々、社会保険事務所（当時）から呼び出され、10 回くらい行った。当時の担当職員から、事業所の滞納保険料の話と併せて書類を出され、内容を理解できないうちに無理矢理書類に押印させられた。」と述べているものの、申立人が厚生年金保険料を滞納していたことを認めていること、及び減額処理が行われた当時、申立人が社会保険事務所において手続を行ったと説明していることを踏まえると、申立期間に係る平成 14 年 8 月 30 日付けの減額処理に関しても、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 502

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年4月27日まで  
昭和35年1月に出産し、その後、37年4月ころから再びA事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。  
給与明細書等はないが、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同事業所において厚生年金保険の加入記録がある複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和34年12月13日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人が申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、同事業所に勤務していた上記の複数の元従業員等から聴取しても、保険料控除をうかがわせる証言を得ることができず、申立期間において申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、A事業所の元従業員の一人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和34年12月ころに、今後は同事業所が社会保険に加入しない旨の説明を誰かから聞いた記憶がある旨を証言しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む36年4月から43年3月まで国民年金に加入し、当該期間のうち、42年10月から43年3月までについては、国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から 51 年 6 月 1 日まで  
申立期間において、代表取締役としてA事業所に勤務していた。申立期間当時、健康保険証をもらって病院に行ったことがあるので、厚生年金保険に加入していたはずである。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同事業所の役員の証言及び同事業所の商業登記簿謄本により申立人が申立期間当時の代表取締役であったことが確認できることから、推認できる。

しかしながら、A事業所は、上記商業登記簿謄本によれば、昭和 49 年 9 月 5 日に設立されたことが確認できる上、事業所記号番号払出簿に同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が無く、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった事実は確認できない。

また、オンライン記録によると、A事業所のほかの役員についても、同事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、上記の役員から聴取しても、申立期間において申立人の保険料控除をうかがわせる具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用して医療機関で受診したと供述しているが、この事実を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。